

山梨県立博物館Wi-Fi環境構築業務に係る
一般競争入札公告

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年12月27日

山梨県立博物館 副館長 小林 司

一 一般競争入札に付する事項

1 利用物品等の名称及び数量

ア Wi-Fi機器 一式

イ Wi-Fi環境構築に係る付帯作業 一式

2 業務の内容

「山梨県立博物館Wi-Fi環境構築業務仕様書」による。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

ただし、Wi-Fi 機器については、令和5年3月17日（金）までに導入、稼働させること。

4 納入場所

山梨県立博物館（山梨県笛吹市御坂町成田1501番1号）

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3 この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 5 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号。）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） （055）223-1395

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

① 〒406-0801

山梨県笛吹市御坂町成田1501番1号

山梨県立博物館総務課

電話番号 055-261-2631

電子メール kenhaku@pref.yamanashi.lg.jp

② 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

観光文化部文化振興・文化財課（防災新館3階）

電話番号 055-223-1790

- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年1月11日（水）（山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）に定める博物館の休館日（以下「休館日」という。）を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、三の1の場所において直接交付する（交付を希望する者は、事前に電話連絡すること）。なお、休館日に交付を希望する場合は、文化振興・文化財課にて交付する。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和5年1月11日（水）までの休館日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、三の1の場所に持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は令和5年1月11日（水）午後5時までに到着するよう送付すること。なお、休館日に持参にて提出する場合は、文化振興・文化財課に提出すること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

令和5年1月19日（木）午前11時から

山梨県笛吹市御坂町成田1501番1号 山梨県立博物館 交流室

- 5 郵便による入札書の受領期限及び場所

令和5年1月18日（水）午後5時までに山梨県立博物館総務課
（郵便番号406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1501番1号）に必着す
ること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2各号の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は入札説明書による。